

ふるさと納税の指定基準の見直し【令和6年6月28日付け告示第203号】

○ ふるさと納税の適正な運用を確保する観点から、指定基準となる告示・Q&Aを改正。

募集適正基準【平成31年告示第179号第2条第2号】

地方団体による第一号寄附金【ふるさと納税】の募集として次に掲げる取組を行わないこと。

- ロ 寄附者から返礼品等の譲渡を受け、当該寄附者にその対価として金銭の支払をすることを業として行う者を通じた募集
- ハ 返礼品等を強調した寄附者を誘引するための宣伝広告

ふるさと納税の返礼品として提供される食品について、産地名の表示を偽る事案が複数発生していることを踏まえ、令和5年12月に、消費者庁、農林水産省及び国税庁と連名で、地方団体に対し、ふるさと納税制度と食品表示法の適正な運用を行うよう通知を发出

地場産品基準【平成31年告示第179号第5条】

三 当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。(略)

七 当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。

基準への適合性に疑義が生じている事例等

- ・ ポータルサイト等による寄附に伴うポイント付与に係る競争が過熱
- ・ ポータルサイトや返礼品取扱事業者等が返礼品等を強調した宣伝広告を実施

・ 区域内での工程が製品の企画立案等であり、実際の製造地は区域外であるもの

・ 全国展開している宿泊施設や飲食店の利用券等、当該地方団体との関連性が希薄なもの

見直し内容【R6.10～(一部R7.10～)】

- ・ 寄附者に対しポイント等を付与するポータルサイト等を通じた寄附募集を禁止【告示改正。R7.10～】
- ・ 民間事業者等が行う返礼品等を強調した宣伝広告も禁止事項である旨を明確化【告示改正】

・ 食品返礼品の産地名の適正な表示を確保するため、必要な措置を講ずる旨、募集適正基準に明示【告示改正】

・ 製造者から、当該製品の価値の過半が当該区域内で生じていることについての証明がなされた場合に限定【告示改正】

- ・ 宿泊は、同一県内展開の宿泊施設に限る(以下は限定の対象外)
 - 1人1泊5万円以下の宿泊
 - 甚大な災害の被災地での宿泊(発災の次の指定期間)【告示改正】
- ・ 地域との関連性が希薄な役務は対象外である旨の明確化【Q&A改正】